

地方の自主財源の充実・確保を求める意見書

本県財政は、三位一体改革による大幅な地方交付税の削減などにより、現在、非常に厳しい財政運営を余儀なくされている。

地方公共団体の役割は、経済・雇用対策、地球温暖化防止対策、南海地震対策をはじめとする防災対策、人口減少・少子高齢化対策など、ますます重要性を増している。また、本県の経済発展や安全・安心な生活の確保のため、道路をはじめとする社会資本整備の推進も必要不可欠である。

しかしながら、地方の声を聞くことなく政府の一方的な方針決定により、県民・国民の生活に直結した事業への深刻な影響が懸念されている。

更に、新政権のマニフェストにおいては、「地域主権」を確立し、第一歩として、地方の自主財源を大幅に増やすと明記されたにもかかわらず、一方で、自動車関連諸税の暫定税率の廃止も記されており、地方税や地方譲与税の減少による地方自主財源の不足も心配される場所である。

去る10月15日、国においては、概算要求が公表されたところであるが、地方交付税については、交付税率の引上げや三位一体改革で削減された地方自主財源の復元が、事項要求に止まっており、大幅な増額が確保される見通しは立っていない。また、自動車関連諸税の暫定税率廃止に係る地方の減収分についても、政府税制調査会での結論を踏まえて、適切な補てん措置を講じるとされたが、具体策は示されていない。このため、地方の自主財源全体で、具体的にどのような方策が図られるのか、現在をもって、全く道筋が見えず、地方財政への多大な影響が懸念される。

よって、国においては、地方における施策の重要性を深く認識し、地域の実情や意見を十分に聞き入れた上で、地方の自主財源の充実・確保について、早期に具体策を示し、その実現が図られるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月19日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗